

# 令和7年由仁町議会第3回定例会 第1号

令和7年9月10日（水）

## ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
  - 1、会務報告
  - 2、例月出納検査報告
  - 3、令和6年度由仁町健全化判断比率の報告
  - 4、令和6年度由仁町資金不足比率の報告
  - 5、令和6年度由仁町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 認定第 1号 令和6年度由仁町各会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第 2号 令和6年度由仁町水道事業会計決算の認定について
- 8 認定第 3号 令和6年度由仁町農業集落排水事業会計決算の認定について
- 9 報告第 1号 専決処分した事件の報告について  
(三川本通り線道路改築工事の設計変更に伴う契約金額の変更について)
- 10 議案第 1号 由仁町議會議員及び由仁町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第 2号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第 3号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第 4号 令和7年度由仁町一般会計補正予算について
- 14 議案第 5号 令和7年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 15 議案第 6号 令和7年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について
- 16 議案第 7号 令和7年度由仁町水道事業会計補正予算について
- 17 議案第 8号 令和7年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 18 議案第 9号 令和7年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 19 議案第10号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 20 議案第11号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 21 議案第12号 北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 22 議案第13号 教育委員会教育長の任命について
- 23 議案第14号 教育委員会委員の任命について
- 24 会議案第1号 議員派遣について

- 25 意見書案 有害鳥獣対策の推進を求める意見書について  
第1号
- 26 意見書案 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、30人以下  
第2号 下学級など教育予算確保・拡充の実現に向けた意見書について
- 27 意見書案 国土強靭化に資する社会资本整備等に関する意見書について  
第3号
- 28 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（9名）

議長 9番 後藤篤人君	副議長 8番 早坂寿博君
1番 中村隆浩君	2番 東貴之君
3番 野市裕司君	4番 大畠敏弘君
5番 加藤重夫君	6番 浮田孝雄君
7番 佐藤英司君	

○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

○出席事務局職員

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（後藤篤人君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、令和7年由仁町議会第3回定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（後藤篤人君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤篤人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 野市君、4番 大畠君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（後藤篤人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりまので、議会運営委員長から報告願います。

加藤君

○5番（加藤重夫君） 今定例会の会期について、委員会の審議結果を報告いたします。

本委員会につきましては、三役会議の協議を踏まえ、9月8日に開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

内容については、今定例会の付議事件等として、報告事項として諸般の報告及び行政報告、町長提出案件として令和6年度決算認定議案3件、専決処分した事件の報告について1件、条例の一部改正案3件、令和7年度各会計補正予算案6件、規約の変更3件、人事案2件の計18件であります。議会提出案件として会議案1件、意見書案3件、議会運営委員会の閉会中の審査の申出1件の計5件であります。

続いて、議事運営の取り扱いにつきましては、報告第1号及び議案第1号から第9号、第13号、第14号については単独上程といたします。議案第10号から議案第12号については一括上程といたします。認定第1号から第3号も一括上程とし、これについては決算審査特別委員会を設置の上、当委員会へ付託し、休会中の審査といたします。一般質問については本日1日目の10日に行います。

本会議及び議事の日程は、1日目、10日は日程第1から日程第21まで、2日目、18日は残りの日程とし、付議事件全般について審議した結果、今定例会の会期については9月10日から18日までの9日間とすることで意見の一致を見たところでございます。

以上、議会運営の報告といたします。

○議長（後藤篤人君） 委員長に対し質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月18日までの9日間とすることに決定いたしました。

### ◎日程第3 諸般の報告

○議長（後藤篤人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和7年5月分から7月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、3の令和6年度由仁町健全化判断比率の報告をいたします。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和6年度由仁町健全化判断比率の報告の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、4の令和6年度由仁町資金不足比率の報告をいたします。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和6年度由仁町資金不足比率の報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、5の令和6年度由仁町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告をいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和6年度由仁町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

### ◎日程第4 行政報告

○議長（後藤篤人君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から一般行政報告があります。

町長

○町長（松村 諭君） 令和7年第2回定例会以降の行政事務についてご報告をいたします。

第1点目は、主な農作物の生育状況についてであります。今年は例年に比べて雪解けは早かったものの、4月に入ってからの雨の影響等により畑作物の播種時期、移植、定植時

期に遅れが見られました。しかしながら、5月以降は好天に恵まれたため、農作物の生育は平年より進み、収穫作業も前倒しとなっております。水稻につきましては、おおむね天候に恵まれたことにより生育は順調に進み、農林水産省が公表いたしました8月15日現在における10アール当たりの収量の前年対比見込みは北海道で前年並みとなっております。空知農業改良普及センター空知南東部支所による9月1日現在の農作物の生育状況調査によりますと、生育は平年より13日程度早く進んでおりますが、穂数、稲穂の数であります、穂数は平年より少ない状況となっております。また、由仁町米麦改良協会が8月22日に行った稔実調査では、不稔割合は平年を下回る6.3%であったものの、総粒数は平年よりやや少ない1平方メートル当たり3万454粒となっておりまして、稔実粒数は平年並みの2万8,515粒となっております。秋まき小麦につきましては、高温、干ばつの影響が懸念されておりましたが、生育はおおむね順調に進み、製品率も比較的良好な状況であります。そちら南農業協同組合によりますと、製品単収は平年をやや下回る7.9俵となり、品質につきましては全量1等となる見込みであります。春まき小麦につきましては、降雨の影響による播種時期の遅れと生育期間中の高温、干ばつの影響を受け、品質は全量1等となるものの、製品単収につきましては平年を大きく下回る4.6俵となる見込みであります。食用馬鈴しょにつきましては、生育期間中の高温、干ばつの影響によりまして一部のほ場で小玉傾向であり、収量は平年をやや下回る見込みであります。種馬鈴しょにつきましても、降雨の影響を受けまして播種時期の遅れと生育期間中の高温、干ばつの影響によりまして小玉傾向となり、前年対比で1割ほど下回る見込みであります。なお、共選は食用馬鈴しょが7月30日から、種馬鈴しょは10月上旬から開始の予定となっております。てん菜につきましては、葉数、葉っぱの数であります、葉数、草丈、根周、これは根の大きさであります。根周は平年並みで、生育はおおむね順調に進んでおります。大豆につきましては、着莢、さやのつき方であります、着莢数は平年より多めに推移しておりますが、草丈、葉数は平年並みとなっております。高温、干ばつによる品質への影響が心配されますが、今のところは一昨年のような腐敗粒などの発生は確認されておりません。たまねぎにつきましては、降雨の影響による定植時期の遅れと生育期間中の高温、干ばつの影響によりまして小玉傾向となり、収量は早生、中生、晚生の全ての品種で平年を大きく下回る見込みであります。水稻の収穫作業も本格的に始まりました。全国的に残暑が長引く見込みであり、今後の気象状況が心配されるところでありますが、いずれの農作物につきましても収穫作業が順調に終わることを願うところであります。

第2点目は、主な工事の進捗状況についてであります。土木事業の岡本2号線道路改修工事は6月12日に着工し、現在準備工として測量作業中で、10月30日に完成の予定となっております。同じく旧国道線切削オーバーレイ工事は6月12日に着工し、現場作業を完了し、現在書類整理中で、9月30日に完成の予定となっております。次に、建築事業の由仁町公営住宅北栄団地6号棟建て替え工事は6月9日に着工し、現在屋根及び内部造作工事中で、進捗率は70%であり、10月31日に完成の予定となっております。また、職員住宅2号棟2階外壁修繕工事は、8月6日に完成しております。

行政報告は以上2点でございます。

○議長（後藤篤人君） 教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（石井 洋君） 令和7年第2回定例会以降の教育行政諸般について2点ご報告いたします。

第1点目は、令和7年度全国学力・学習状況調査についてであります。いわゆる全国学力テストとも言われておりますこの調査は、去る4月14日から17日の間に全国の小学校6年生と中学校3年生を対象として実施され、このほど調査結果が公表されたところであります。調査事項は国語と小学校は算数、中学校は数学に加え、今年は理科の各3教科を調査したほか、生活習慣や学習環境等に関して調査を行っております。なお、中学校理科ではタブレット端末を活用したCBT、コンピューター・ベースド・テスティングですが、この方式で実施したところです。調査結果についてでありますか、まず北海道の状況につきましては中学校理科は全国平均を上回り、中学校国語はほぼ同水準でありますが、小学校の各教科及び中学校の数学では全国平均を下回っております。

次に、当町の調査結果についてでありますか、小学校につきましては国語で4.8ポイント下回っておりますが、算数では全国平均と差がなく、理科においては3.9ポイント上回る結果となっております。また、全道平均と比べると国語は3ポイント下回っておりますが、算数は3ポイント、理科は5ポイント上回る結果となっております。中学校につきましては、国語が4.3ポイント、数学は12.3ポイント全国平均を下回っております。また、全道平均と比べると国語が4ポイント、数学は11ポイント下回っております。理科におきましては、国際的な学力調査で採用されるIRT、いわゆる項目反応理論ですが、このスコアで結果が示され、全国平均より38ポイント、全道平均より40ポイント低い46.5ポイントとなっております。

教育委員会といたしましては、各学校に対して調査結果の分析を進めるよう指示しておりますが、児童生徒の資質、能力を育成するため個別最適な学び、協働的な学びの充実を図り、今後も学力向上に向け実効性の高い取組を実施しながら、学校からの分析結果も踏まえ、改善策を講じてまいります。

第2点目は、教育関係行事についてであります。社会教育関係行事でありますか、7月13日、由仁中学校グラウンドを会場に第35回全町自治区対抗ソフトボール大会を行いました。昨年同様全8チーム、総勢121名の選手が参加したところであります。

教育行政報告は以上2点でございます。

○議長（後藤篤人君） 以上で日程第4、行政報告を終わります。

#### ◎日程第5 一般質問

○議長（後藤篤人君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問においては、2名の議員から通告されております。

順次発言を許します。

最初の質問者、野市君の発言を許します。

野市君

○3番（野市裕司君） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

町の情報提供の在り方について。由仁町の各家庭に設置されている防災行政無線受信機は、地域の情報共有や緊急連絡手段として長年活用されてきました。防災行政無線としての役割は、十分に果たされていると思います。先日、由仁町を紹介したテレビ番組があり、事前に知つていれば親戚や知人に紹介し、由仁町を知つてもらうチャンスだったのにとおっしゃっていた町民の方がいました。もちろん防災を中心に緊急情報を共有するために設置されたことは承知しています。しかし、これらを含め、情報提供の発信の在り方として一度考えてみてはいかがでしょうか。

また、情報提供の方法として由仁町のホームページがありますが、これらは開かなければ情報は取れず、またその情報に関しても詳細までつかむことはできないのが現状です。

何か新たな情報提供、情報共有できるようなツールや構想があるのかをお伺いいたします。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 野市議員から町の情報提供の在り方について2点のご質問をいただきました。まず、1点目の防災行政無線の活用方法に関するご質問につきましては、当町では平成11年に防災行政無線の供用を開始し、26年が経過したところであります。更新を行いまして、26年を経過したところであります。この防災行政無線の通信事項につきましては、電波法に基づき発行された無線局免許状に防災行政事務に関する事項と明記されております。このため、放送できる内容は災害情報、防犯情報、行政情報、試験放送などに限られまして、テレビ番組の放映予定といった広報に関する情報は制度上防災行政無線ではお伝えすることができません。なお、各家庭の受信機には録音機能が備わっておりますので、外出などによって放送を聞き逃した場合でも後から再生することが可能であります。この機能については、改めて広報等を通じて周知する予定であります。

2点目の情報提供の発信の在り方についてであります。当町では防災行政無線に加えまして、広報紙や町のホームページなどで情報や町の魅力の発信に努めております。現在は、SNSを活用した新たな情報発信の仕組みをただいま準備中であります。このSNSは基本的にはホームページ同様、利用者に自ら閲覧していただく必要がありますが、プッシュ通知機能によりまして更新情報をリアルタイムで受け取ることができるというメリット、利点があります。これによって町の魅力や地域の話題などをよりタイムリーにお届けできるものと考えております。情報が滞ることは、地域の活力の低下を招くものと考えております。今後も町民の皆様に必要な情報が確実に届くよう多様な情報発信ツールを活用し、より効果的な情報の発信に努めてまいります。

○議長（後藤篤人君） 野市君

○3番（野市裕司君） ありがとうございます。とてもすばらしい放送だと私も思います。

現在8割以上の方々がスマホを利用していると言われています。最新で必要な情報、そして欲しい情報が得られるということは、すごいことだと思います。さらに、動画であったり、町民の方々が情報に対して意見などの返しができたり、いろんな機能、こういうものを駆使し、町民の方々に情報を提供することができれば、町の発展の大きな武器になるのではないかと大いに期待いたしまして、この質問は終わらせていただきます。

○議長（後藤篤人君） それでは、野市君

○3番（野市裕司君） それでは、次の質問に入らせていただきます。

子育て世代のニーズに応える公園整備と遊具設置についてです。子育て世代の方から町内には公園が少なく、遊具が足りない、屋外や屋内で子供の遊ぶ場所が少ないとの声を耳にします。由仁町内では、遊具を設置している公園は伏見台公園のほか、小規模なものでは由仁市街と三川市街のコアパーク2か所、健康元氣づくり館の前、由仁9区の公園ほか、公営住宅に附帯した公園がありますが、由仁町の規模としては公園の数は少ないのでないかと感じています。また、子育て世代の方からは、日常の子育て生活において町内の公園は使い勝手が悪く、子供が楽しめる遊具も少ないため、町外の公園に連れていって子供を遊ばせているとお聞きもしております。このような状況から、由仁町にも利便性のよい場所に子供が安全に満足して遊べる公園と子育て世代の方々が集まりやすい場所づくりが必要だと思います。そこで、次の2点について質問します。

由仁町において公園は実際足りているのか。

既存の公園に遊具を増設したり、新たに公園を整備するお考えはあるのかお聞かせください。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 野市議員の子育て世代のニーズに応える公園整備と遊具設置についてのご質問にお答えをいたします。

子供たちが健やかに成長するためには、子供を取り巻く環境は非常に重要であり、議員ご質問の公園についても大事なその要素の一つであると考えているところであります。その公園ですが、議員の質問の中で町内の遊具を設置している公園は少ないのでないかというご指摘もありましたが、その一方で遊具が設置されている公営住宅がある一部の自治区からは遊具撤去の要望があるなど、公園や遊具に対する意識は様々であります。

まず、1点目の公園が足りているのかということですが、人それぞれ求める公園も異なります。徒歩や自転車で気軽に行くことができる小公園が各地域にあることが求められ、あるいは広い芝生や遊具などの設備が充実した大きな公園が求められるなど、単に公園の数が多いあるいは少ないかによって政策効果がはかれるものではないと考えております。

2点目の遊具増設や新たな公園整備についてであります。冒頭で申し上げましたとおり、子育て環境を整えるためには重要な要素でありますので、これから確保、充実につきましては、今後においても引き続き検討してまいりたいと考えているところであります。

○議長（後藤篤人君） 野市君

○3番（野市裕司君） ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

げんき館の遊具のスペースがありますが、雨天にも利用でき、利用者の間で助かっているようです。ただ、遊具は少なく、遊ぶ場所のスペースも狭いとおっしゃっている方もいらっしゃいます。これについて遊具の設置、遊び場の拡張の可能性と課題があればお聞かせください。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 再質問のげんき館の遊具に関しては、まず先にその経緯も踏まえまして保健福祉課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（後藤篤人君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（三ヶ田恵理君） 健康元氣づくり館のこれまでの経緯についてお答えをいたします。

健康元氣づくり館は、子供から高齢者まで町民の福祉向上や健康増進、生涯活動などを目的に建設された施設で、各種会議やボランティア活動に活用されるほか、建設当初は現在もございます運動機器のほか、足つぼを刺激する健康遊歩道や体力測定機器等を設置しておりました。平成22年に社会福祉法人水の会が健康元氣づくり館の指定管理業務を行う際、健康遊歩道を撤去し、ランニングマシン等の運動機器を充実させ、町民の健康増進を図ってまいりましたが、指定管理者の変更により運動機器スペースが縮小されたこと、屋外遊具を備えておりました健康元氣づくり館前の元氣づくり広場に特別養護老人ホームユンニコもれびの家が建設されることに伴い、これまであった公園スペースを縮小し、屋外遊具が撤去されることになり、健康元氣づくり館ホールの空いたスペースに遊具を由仁町ライオンズクラブの寄贈を受け、設置したところであります。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） ただいま保健福祉課長のほうからげんき館、健康元氣づくり館の現在の遊具の設置に至るまでの経過について説明をさせていただきました。健康元氣づくり館のホールにつきましては、天候を気にせずに利用できる施設で、一年を通じて遊具の利用者も多いことから、過去におきましてはボルタリング設備のような遊具の増設を検討したこともありますが、小さな子供の利用も多いため、まずは利用する子供の安全確保が重要であると考えました。安全管理の徹底がこのボルタリングを設置することでは十分確保することができないということで、設置を見送った経緯がございます。今後もげんき館の施設の利用状況を見ながら、またげんき館の他の利用者の利用の妨げにもならないことも含めまして、多角的に検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（後藤篤人君） 野市君

○3番（野市裕司君） どうもありがとうございました。今回は公園の遊具についての質問でしたが、やはり由仁町の未来を考えると、町長がおっしゃったように、若い世代の方々が子育てしてよかったですと言えるような、そういうまちづくりを進めていくことが必要であると思います。そのための努力や創意工夫は、これからも続けてまいりたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（後藤篤人君） 次の質問者、浮田君の発言を許します。

浮田君

○6番（浮田孝雄君） おはようございます。質問に入ります。

私は、有害鳥獣からの被害防止について、これを町長にお伺いいたします。鳥獣保護管理法の改正により令和7年9月1日より緊急銃猟制度、これが導入されました。当町として緊急銃猟施行に堪え得る体制は構築されているのかお伺いいたします。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） 浮田議員の有害鳥獣からの被害防止についてのご質問にお答えをいたします。

近年ヒグマなどの人の生活圏への侵入が相次ぎ、人身被害も多発しております。特に令和5年度には、熊による人身被害件数が過去最多を記録いたしました。このような状況を踏まえまして、より予防的かつ迅速な対応を行うため、令和7年4月25日、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護管理法が改正され、住居が集合している地域や広場、駅など多数の人が集まる場所での銃器を用いた捕獲を可能とする緊急銃猟制度の運用が本年9月1日に開始されたところであります。この制度は、熊など人身被害を起こす恐れが特に高い有害鳥獣が住居集合地域等の人の日常生活圏に侵入した場合において、一定の条件を満たした場合に銃猟、銃器をもっての捕獲ですが、銃猟を可能とするものであります。緊急銃猟の実施主体は、地域の事情に精通した市町村とされておりまして、その際安全確保措置を十分講じた上で捕獲を担う者に委託して、実施することが可能とされております。国におきましては、実施権者である市町村が緊急銃猟の流れを理解し、現場で安全に対応できるよう技術的支援を行うため、本年7月に緊急銃猟ガイドラインを作成、公表いたしました。このガイドラインでは、緊急銃猟の実施手順、事前準備、留意すべき事項を詳細に示すとともに、事前準備から原状回復に至るまでのその流れをマニュアル化し、市町村が安全かつ的確に制度を運用できるように示されているところであります。危険鳥獣の対応は、事前に予測することが困難な形で、緊急を要する場合が考えられます。このような状況において、安全を確保しながら迅速かつ的確に緊急銃猟を実施するためには、国のガイドラインでも示されているとおり、事前の準備が必須であり、特に対応時に必要な人員、関係者の協力体制の確保、机上及び実施訓練、研

修等の実施、備品の確保、保険の加入といった課題があるところであります。議員ご質問のとおり、既に緊急銃猟制度の運用は開始されたところでありますが、現時点におきましてはこれらの課題を精査し、実施体制の整備を進めているところであります。

今後は、国が作成したガイドラインを基に北海道、北海道警察、猟友会等の関係機関と緊密に連携し、緊急銃猟を安全に実施できる体制を確実に構築できるよう早急に体制整備を進めてまいりますが、当面は現行の体制を維持しながら、町民の安全確保に努めてまいるところでございます。

○議長（後藤篤人君）　浮田君

○6番（浮田孝雄君）　ただいま町長が説明された緊急銃猟のガイドラインがあります。私も全部これ目を通しました。今おっしゃるとおりです。だけれども、実際にこれを地方自治体でできるのですかと。結局環境省は、北海道から本州と熊の出没というのは予想もしていなかった。それで、内地のほうでは警察官を使って、警察官職務規則第4条、これを使って警察官が発砲するのではなくて、民間人に発砲命令をすると、こういう対応、今まで。箱わな以外は、銃猟の部分はやってきている。ところが、よく調べてみると、これは民間が発砲しなくとも警察官自ら現場にいたときは拳銃を使用できると、こういう法律が第7条にあるのです。警察官等拳銃使用規範第7条の第4項に警察官が撃ってもいいですよと、こういう法律があります。結局ガイドラインに書かれているような民間人を、特にハンターをお願いして、銃猟を実施していくと、これは大変危険が伴います。本来であれば、国民の生命、命を守るのであれば、鉄砲を使える自衛隊だとか警察官だとか、ここをやはりきっちり国のほうで使っていかないと、先ほど町長言われたように、保険を掛けなければならない。その保険は何に使うのですか。そのぐらい危険を伴うこの制度ということ。ここはやはり、北海道市町村長会で国のほうにも要請しているようですけれども、もう少しシビアに考えていかないと、人身災害が起きたり、建物に対する誤認発射があつたり、これ大変だと思います。どこの地方自治体もこの緊急銃猟制度がすごく重荷になっています。北空知にしてもほとんど使っていません。岩見沢から上です。使えないのです、これまだ。ライフルが発射距離、弾道距離、約3キロです。ハーフライフルは、約150メーターです。ところが、警察のほうはハーフライフルはほとんど許可しません。それであれば、やはり猟友会が所持しているライフル、どんと撃ったら弾が3キロから4キロ向こうまで飛んでいってしまう。それで、対象物に対しての射角、撃つ角度、なるべく90度に近い角度で撃ってくださいと、これが法律です。さあ、熊に対して射角が90度近くになる距離といったら、すぐ目の前です。これを公務員がしないで、猟友会のほうに丸投げしてきている。ここはやはり整理して考えていかないと、先日札幌の南区で起きた熊駆除の件、これも管理法違反で今対処されつつある。結局は北海道にしても、それでは熊の適正頭数、どうなのですかと。北海道は4つに分けられて、由仁町は北部の中に入っている。それでは、1市4町の熊の適正頭数、これ環境省で数字を出しているか。出しています。だけれども、熊が出たときには被害が発生する。これ農作物もそう、人身に対してもそう。

そこで、お聞きしたいのは、警察庁と各地方自治体の熊に対する対処方法、この辺りを協議する意思はございませんか。

○議長（後藤篤人君） 町長

○町長（松村 諭君） ただいまの質問につきましては、産業振興課長のほうから答弁をいたします。

○議長（後藤篤人君） 産業振興課長

○産業振興課長（関澤和之君） 浮田議員からのご質問にお答えいたします。

警察関係の協議の場につきましては、ただいま町長のほうから答弁いたしましたとおり、今緊急銃猟の実施準備を進めているところでございます。当然その中で関係機関との協議、特に熊の捕獲につきましては警察との連携というか、協議は十分必要だと思っておりますので、これから関係機関、警察含めて協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（後藤篤人君） 浮田君、今回の質問で最後になりますので、ひとつよろしく。3回目です、3回目。よろしくお願ひします。

○6番（浮田孝雄君） やはり日本で今銃を持てるのは、法律的には警察官と自衛隊です。やはりこの対処の仕方は早くしていかないと、準備していますよというのはこれ分かります。これ全国的にそうです。どこかで熊と鉢合わせになって人身事故が起きたとき、これはもう弁解の余地ありません。というのは、もう既にこれの、緊急銃猟の制度というのは走っていますから、事故が起きてから行政が弁解するってなかなかこれできないでしょう。早急にやってください、これは。

これで終わります。

（「答弁要りますか」の声あり）

○議長（後藤篤人君） あれば。

（「答弁要りますか」の声あり）

（「要らない」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時30分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

浮田君

○6番（浮田孝雄君） 義務教育の有りようについて質問いたします。

昨年の9月、12月、今年の3月、6月とそれぞれの定例会において義務教育の有りようについての議論いたしました。義務教育の目的であるとか目標であるとか、また教育制度をめぐる課題であるとか、またこれらのプログラムをどのように効果が上がるよう実施するのか、多岐にわたる議論がありました。義務教育の主体は、やはり児童生徒です。彼らが現代社会において人として生きていける資質、能力を体得させることが教育の根本です。児童生徒が将来きらりと光る、これは由仁町の財産となっていきます。そのためには、世の大たちが知恵を出し、尽力すべきと考えます。過去の議論を踏まえ、義務教育の本来はどうあるべきと考えているのかお伺いいたします。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） 浮田議員のご質問にお答えいたします。

これまでの議会で答弁したとおり、学校教育の目的は児童生徒個人の人格の完成にあります。これは、教育基本法第1条にもうたわれております。浮田議員のお考えのとおり、学校教育の主体は児童生徒です。そして、子供たちが現代社会を生き抜くために必要となる基本的な資質、能力を体得させることが教育の目標です。この考えに変わりはありません。由仁町では、夢に向かって挑戦し続けることができる子供の育成を教育方針として掲げております。令和5年度、全国の高校進学率は98.7%、ほぼ全ての中学生が高校へ進学します。由仁町でも近年は全ての中学生が高校へ進学しております。全ての子供たちが夢を実現するため希望の高校に進学できるよう基礎学力をしっかりと身につけさせることは、義務教育段階での重要な役割だと思っております。それが将来の選択肢を広げることにつながることになります。

また、学校は社会性や人間性を育む場でもあります。学級活動や学校行事等を通じて子供たち一人一人の才能や興味を引き出し、伸ばすことが重要です。そのためには、義務教育の9年間を通して学校、家庭、地域が協働し、継続的で一貫性のある教育活動と生徒指導に取り組むことが必要かと思っております。未来の宝物である子供たちがきらりと光る存在になるよう教育委員会は学校現場と連携を密にし、共に力を合わせて取り組んでいく所存であります。

以上です。

○議長（後藤篤人君） 浮田君

○6番（浮田孝雄君） 何点か確認のためお伺いしていきます。

地方自治法180条により、うちの教育委員会も設置されております。これは行政委員会です。ほかの例えば産業振興課だ、総務課だ、こういう課の体制ではありません。そこに、教育委員会に在籍する部分は教育委員と教育長、あと5名です。教育課の事務のほうは、これは別の話です。

それで、お伺いしたい。先ほど言われた子供たちの学業の評価の仕方、これは以前も議論いたしましたけれども、相対評価から絶対評価へ切り替えました。ところが、評価法を変えられて、戸惑うのは生徒のほうです。中学校の生徒のほうです。親のほうです。結局実力がないまま次の高校の進学高校、この受験態勢に入るわけです。さあ、中学校の評価法、結局1から5まで。これが今現在例えば5の段階評価は90から100と。4の評価は80から90と。3の評価は40から80と多いのです、ここの部分は。2の評価は20から40と。1の評価は20点と。これが中学校の定期試験、この平均点の整理による子供たちへの評価段階です。結局教育の中で3以下、これだけはやはり60%超えます、評価法の中では。やはりここは何とかこれ改善していかないと、子供たちが将来きらりと光る、そういうチャンスを逃がしていく。そういう義務教育体制はやはり考えるべきだと思います。教育長、どうでしょうか。

○議長（後藤篤人君） 教育長

○教育長（石井 洋君） 浮田議員の再質問にお答えいたします。

先ほど浮田議員も言われましたとおり、現在の内申書、指導要録に記載する評価は相対評価ではなく、絶対評価です。児童生徒個人の各学年、各教科の理解度によって評価が決まりますので、前にも言いましたように、クラス全員が4や5ということも可能性としてはあります。一方、評価の視点は定期試験だけではなくて、一般的に知識、技能、思考判断、表現、主体的に学習に取り組む態度といった観点別評価等も入ってきます。あと、所見というのもありますので、所見というのも重要な評価の内容になってきます。これらも含めて、前回の北教組のキャラバンでも私は先生方には中1のときに3だった生徒は4に、4だった生徒は5に、目標としては全員が5になるよう努力して、教育を行ってほしいと、そのために必要な教材等があればどんどん予算要求段階で出していただきたいということをお伝えしました。一方で、私なんか特にそうですけれども、私なんか地理が得意ですけれども、物理、化学は全く駄目というふうな特定科目だけ強い子というのも一定数あります。その子たちの個性や学力を伸ばす教育、そういうふうな子供たちが大人になって活躍できるような社会の仕組みとか、これらは高校入試とか大学入試も改革が必要だと思いますけれども、そういうふうなことも必要だと考えられます。ちっちゃい子供の頃は恐竜博士とか昆虫博士とか、そういう子供たちいますけれども、大人になってもそういう専門性を生かせることができるような教育とか社会とか、そのための大学入試とか高校入試、そういうことが必要ではないかというふうに個人的には思っております。これまで定例議会でも述べましたけれども、教育委員会としても子供たちの成績を伸ばすために、教育行政執行方針でも掲げていますけれども、小中学生にネーティブのALT1人ずつ配置したり、小学校5、6年生の英語に専門の外部講師を配置したり、あと実績のある進学塾や専門の講師による放課後講習を実施したり、子供たちに漢字とか英語とか数学検定を受けてもらうための補助を行ったり、そういうふうなことをいろいろ取り組んでおりますので、こういう取組を通じて引き続き子供たちの基礎学力の向上に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤篤人君）　浮田君、これで3回目になりますので、その辺のご配慮をよろしくお願ひします。

（何事か言う声あり）

○議長（後藤篤人君）　いやいや、3回目。

○6番（浮田孝雄君）　るる説明いただきましたけれども、納得はできません。教育長、瀧井宏臣さんという方ご存じですか。元NHKのジャーナリストです。ご存じありませんか。勉強してください。この方が「「教育七五三」の現場から」という本を出しました。これは、当時センセーショナルになって、教育界がびびりました。というのは、この瀧井さんに子供さんが、障害者がおりました。それで、義務教育は今どうなっているのだろうと、障害教育も含めて。これをジャーナリスト、瀧井さんが北海道から沖縄まで全国調べて、7、5、3という、これはすごく大事な話です。いいですか。核になるのは7と5と3、いいかい。これが文科省の中央教育審議会、中教審で議論されまして、この7、5、3から9、7、5まで持っていくべきだと。後で勉強してください、これ。大変大事な話です。これは児童生徒の、高校も含めて、理解度です。授業の理解度です。結局瀧井さんは自分のジャーナリストの部分で全国調べて、びっくりしたのでしょう。小学生の7割しか授業を理解していないと。中学生は5割、高校に至っては3割しか授業の理解がないと。それが日本の文科省の教育体制、これが初めて赤裸々になったのです。やはり教育行政を預かるのであれば、その辺りもきっちと踏まえて、何が足りないのか私はきっちと精査すべきだと考えております。

先ほどの答弁の評価に関してですけれども、これ小学生のカラーテスト、教科の各単元終了ごとにテストを実施しています。ところが、そのフォローする対策、これがない。ここは、やはり改善すべきだと思います。教育委員会の中で5名で徹底的に議論して、学校当局に伝えるべきと、私はそう考えます。それでない限りは、毎回毎回同じ平均点にちょっと下がりますよという、こういう行政報告しかできていないです。それはやはり教育行政の失態で、私はそう考えます。そこはやはりどんどん力入れていかないと、子供たち、きらりと光りません、これは。現場は校長先生と先生です。その指導監督は教育長、あなたのところでしょう。やはりそこはきっちり見ていかないと、これは由仁町の子供たちのためにならない教育行政、これを毎年毎年同じように継続している。これは駄目でしょう。やっぱり大人の方がそこをきっちり反省と知恵を出して、将来子供たちがきらりと光るようになぜしてあげないので。どうですか。

○議長（後藤篤人君）　暫時休憩します。

休憩　午前10時48分

再開 午前10時49分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

では、教育長、どうぞ。

○教育長（石井 洋君） 浮田議員の再々質問にお答えいたします。

まず、毎回報告している全国学力テストですけれども、これちょっと言い訳っぽくなりますが、あのテストはイコール学力とは限らない部分もあります。独特です、あのテストは。学力があるから点が取れるというわけではなくて、例えば数学の問題に国語の読解力が入っていたり、国語の問題に数学が入っていたり、社会が入っていたり、あと大体数学なのに長文、読解力が必要だったりというふうなことで、ちょっとテクニック的なところもあります。それらを事前にトレーニングしたら、全国学力テストというのはある程度得点が取れます。そういう意味でも私どもは学校に対して通常の勉強だけではなくて、全国学力テスト、独特です。それから、今CBTもありますので、コンピューターでのテストというのもある程度ちょっと経験させてからテストに臨んでほしいというふうなことは言っております。教育委員会としては、先ほども申しましたとおり、いろんな取組を学校に対してやっています。特に小学校5、6年生で英語については外部講師を入れてやっています。やっぱり小学校の特に年配の先生は英語の教育のトレーニング受けていませんから、外部講師を入れて、小学校5、6年生の英語の授業やったり、それから通常は小学校5、6年生では学習指導要領ではライティングまで求めていませんけれども、一応うちの小学校は5、6年生でもライティングの授業もやってもらっています。あと、放課後講習も、先ほど言いましたように、塾の先生呼んで、あと外部講師も呼んで放課後講習やったり、いろんな取組をやっております。これらと学校の教育がうまく連携をして、それで初めて子供たちの成績が伸びていくと思いますので、私どもも先生方に対しても、例えば小学校と中学校の連携をもっと密にやってほしいと、小中一貫をもっともっと進めていってほしいというふうなことでいろいろ指導していますので、これからもそういう指導を続けていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（後藤篤人君） 以上で日程第5、一般質問を終わります。

#### ◎日程第6 認定第1号ないし日程第8 認定第3号

○議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

日程第6、認定第1号 令和6年度由仁町各会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第2号 令和6年度由仁町水道事業会計決算の認定について、日程第8、認定第3号 令和6年度由仁町農業集落排水事業会計決算の認定については、会議規則第37条の規定により一括議題として審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、一括議題として審議することに決定いたしました。

日程第6、認定第1号から日程第8、認定第3号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） ただいま一括上程されました認定第1号 令和6年度由仁町各会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和6年度由仁町水道事業会計決算の認定について、認定第3号 令和6年度由仁町農業集落排水事業会計決算の認定について提案の理由を申し上げます。

認定第1号につきましては地方自治法第233条第3項及び第5項の規定により、また認定第2号及び第3号につきましては地方公営企業法第30条第4項及び第6項の規定により、監査委員の審査を終えましたので、その意見及び関係書類を添えて提案した次第であります。

内容につきましては、副町長に説明させます。

○議長（後藤篤人君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） ただいま町長から提案理由の説明がありましたが、決算監査の結果につきましては監査委員から町長に対して決算審査意見書が提出されております。

監査委員から補足説明があれば発言を願います。

監査委員、吉田君

○代表監査委員（吉田弘幸君） ただいま議長より令和6年度の各会計決算に関する審査報告のお許しがありましたので、報告をさせていただきます。

審査の結果、計数処理等に誤りはありません。適正かつ正確に処理されていることを確認したところであります。詳細につきましては、お手元の由仁町各会計決算に関する審査意見報告書のとおりでございます。

以上、監査委員の報告とさせていただきます。

○議長（後藤篤人君） ありがとうございました。これより質疑に入りますが、質疑につきましては決算に対する大綱に限定して質疑を行いますので、ご了承願います。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。認定第1号から認定第3号までの取扱いについては、決算審査特別委員会を設置し、その構成は議長及び議会選出の監査委員を除く7名とし、これに付託することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、7名による決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の指名については、由仁町議会委員会条例第7条第4項の規定により議長において指名をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、委員の指名は議長において行いますので、その結果を事務局長から発表させます。

○事務局長（野島 健君） 発表いたします。

議席順に申し上げます。1番、中村隆浩議員、2番、東貴之議員、3番、野市裕司議員、5番、加藤重夫議員、6番、浮田孝雄議員、7番、佐藤英司議員、8番、早坂寿博議員。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） ただいまの指名についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました7名の議員を決算審査特別委員会の委員に決定いたしました。

休憩いたしますので、休憩中に特別委員会の委員長及び副委員長を選出し、議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時12分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。  
決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。  
委員長に佐藤英司君、副委員長に中村隆浩君であります。  
決算審査特別委員会は、付託となった認定第1号から認定第3号について会期中に審査を終え、本定例会に報告願います。

◎日程第9 報告第1号

○議長（後藤篤人君） 日程第9、報告第1号 専決処分した事件の報告について（三川本通り線道路改築工事の設計変更に伴う契約金額の変更について）を議題といたします。  
町長から報告内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 報告第1号、三川本通り線道路改築工事の設計変更に伴う契約金額の変更を専決処分した事件の報告について説明を申し上げます。

このたびの報告は、由仁町議会第2回臨時会におきまして議決をいただきました三川本通り線道路改築工事請負契約について契約金額を変更する必要が生じたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明をさせます。

○議長（後藤篤人君） 建設水道課長  
○建設水道課長（中道康彦君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。  
以上で報告第1号 専決処分した事件の報告について（三川本通り線道路改築工事の設計変更に伴う契約金額の変更について）の報告を終わります。

◎日程第10 議案第1号

○議長（後藤篤人君）　日程第10、議案第1号　由仁町議会議員及び由仁町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題いたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村　諭君）　議案第1号　由仁町議会議員及び由仁町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行され、公職選挙法施行令に規定する公営単価の見直しが行われたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君）　総務課長

○総務課長（青木祐次君）　議案第1号　由仁町議会議員及び由仁町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、選挙公営に要する経費の限度額が引き上げられたことから必要な改正を行うものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第1号資料を御覧願います。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。

改正は2点あります。1点目は、第8条で規定する選挙運動用ビラの1枚当たりの単価の上限額を7円73銭から8円38銭に改めるものであります。

2点目は、第11条で規定する選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価を541円31銭から586円88銭に改めるものであります。

2ページを御覧願います。附則でありますが、第1項は施行期日で、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

第2項は経過措置で、この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、それ以前に告示された選挙については従前の例によるものとするものです。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君）　内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 由仁町議会議員及び由仁町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第2号

○議長（後藤篤人君） 日程第11、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び人事院規則の一部を改正する人事院規則が施行され、部分休業制度が拡充されることなどに伴いまして条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 総務課長

○総務課長（青木祐次君） 議案第2号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、育児時間の多様化及び育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するため必要な改正を行うものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第2号資料を御覧願います。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。

なお、説明につきましては、主な改正部分についてのみ説明させていただくこととし、法改正に伴う引用条項の整理などについては説明を割愛させていただきます。

第1条関係は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。第17条の改正は、部分休業の承認請求が可能な非常勤職員の要件で、その要件から勤務日ごとの勤務時間を削除するものであります。

18条の改正は、現行の部分休業を第1号部分休業とし、勤務時間の初め、または終わりに限り承認可能としていた取扱いを廃止するものであります。

2ページをお開き願います。18条の2から18条の5までの改正は、第1号部分休業に加え、1年につき条例で定める時間の範囲内の部分休業を第2号部分休業として新たに加えようとするものです。

第18条の2及び、次のページになりますが、18条の4の改正は、第2号部分休業の承認は原則1時間を単位とし、1年につき10日相当の勤務時間の範囲内とするものであります。

第18条の3の改正は、部分休業を請求できる期間の範囲を毎年4月1日から翌年3月31日までとするものです。

18条の5の改正は、配偶者の入院等により部分休業の申出の内容を変更しなければ子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める場合に限り申出内容を変更することができるとしているものです。

4ページをお開き願います。続きまして、第2条関係につきましては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。第16条の2は、妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認のための措置を新たに加えるものです。

第16条の2第1項第1号は職員の仕事と育児との両立に資する制度、または措置等を知らせるための措置、第2号は出生時両立支援制度等の請求に係る職員の意向を確認するための措置、第3号は職員の子や家族の状況に起因する職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る職員の意向を確認するための措置をそれぞれ規定したものです。

第2項は、3歳に満たない子を養育する職員に対する措置の新設です。

第1号は対象職員の仕事と育児との両立に資する制度、または措置等を知らせるための措置、第2号は支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置、続きまして5ページをお開き願います。第3号は、3歳に満たない子や家庭の状況に起因する職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置をそれぞれ規定したものです。

第3項は、任命権者が意向を確認した事項に配慮する旨を規定したものであります。

附則でありますが、第1条は施行期日で、この条例は令和7年10月1日から施行しようとするものであります。ただし、附則第3条の規定は、公布の日から施行しようとするものです。

第2条は経過措置で、育児休業法第19条、次のページをお開き願います。第2項第2号に掲げる範囲において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における

部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条2号中「10」とあるのは「5」とするものです。

最後になりますが、第3条についても同じく経過措置で、任命権者は施行日前においても第2条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の2第2項の規定の例により同項各号に掲げる措置を講ずることができ、その講じられた措置は施行日以後は同項の規定により講じられたものとみなすものです。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第12 議案第3号

○議長（後藤篤人君） 日程第12、議案第3号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第3号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例

の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 住民課長

○住民課長（河合高弘君） 議案第3号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要な改正を行うものであります。大きく2点の改正があります。1点目は個人町民税関係で、大学生の年代の子に関する特別控除を新たに設けるもの、2点目は町たばこ税関係で、加熱式たばこの課税方法の見直しについてであります。

説明は新旧対照表で行いますが、改正内容を簡略化して一覧にしたもの議案第3号資料1としてお手元に配付しております。

それでは、議案第3号資料2の新旧対照表を御覧ください。右側が改正前、左側が改正後であります。第34条の2は所得控除に関する改正で、新たに特定親族特別控除を加えようとするものであります。特定親族、19歳から23歳未満、いわゆる大学生の年代の子などについて既存の扶養控除の対象となる所得要件を超えた場合であっても新たに特別控除を設け、控除の額が段階的に低減する仕組みにしようとするものであります。

第36条の2、町民税の申告、2ページをお開き願います。及び第36条の3の2、給与所得者の扶養親族等申告書、次の3ページをお開きください。第36条の3の3、公的年金者の扶養親族等申告書についても同様に特定親族特別控除の創設に伴い規定を整備するものであります。

次の4ページをお開きください。附則第16条の2の2は加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例で、加熱式たばこの課税方式を見直そうとするものであります。加熱式たばこの課税標準については、当分の間次に定める方法により換算したものを紙巻きたばこの本数としようとするもので、第1号は紙、その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこは当該加熱式たばこの重量の0.35グラムをもって紙巻きたばこの1本に換算しようとするものであります。

第2号は、第1号に掲げるもの以外の加熱式たばこは当該加熱式たばこの重量0.2グラムをもって紙巻きたばこの1本に換算しようとするものであります。

附則といたしまして、第1条は施行期日で、第1号として第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第2条の規定については令和8年1月1日から、第2号として附則第16条の2の次に次の1条を加える改正規定及び附則第3条の規定については、6ページをお開きください。令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

第2条については町民税、第3条については7ページをお開きください。たばこ税に関する経過措置を記載しております。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午後 1時30分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

### ◎日程第13 議案第4号

○議長（後藤篤人君） 日程第13、議案第4号 令和7年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 令和7年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では庁舎及びゆめっく館冷暖房設備工事費の追加、由仁町立診療所特別会計繰出金の減額などで、歳入ではふるさと納税による総務費寄附金及び繰越金の増額などが主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 令和7年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14 議案第5号

○議長（後藤篤人君） 日程第14、議案第5号 令和7年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第5号 令和7年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では医師確保対策に伴う診療所への繰出金の増額など、歳入では繰越金の増額及びこれに伴う財政調整基金繰入金の減額などが主なものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 住民課長

○住民課長（河合高弘君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 令和7年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第15 議案第6号

○議長（後藤篤人君） 日程第15、議案第6号 令和7年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第6号 令和7年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では介護給付費準備基金積立金及び令和6年度の介護給付費、地域支援事業に係る返還金の追加で、歳入では繰越金の増額などが主なものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（三ヶ田恵理君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 令和7年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第7号

○議長（後藤篤人君） 日程第16、議案第7号 令和7年度由仁町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第7号 令和7年度由仁町水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、水質検査手数料及び職員の異動に伴う人件費の増額などが主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 建設水道課長

○建設水道課長（中道康彦君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 令和7年度由仁町水道事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第8号

○議長（後藤篤人君）　日程第17、議案第8号　令和7年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村　諭君）　議案第8号　令和7年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では出張医師報酬及び医師紹介手数料に係る費用の追加など、歳入では繰越金の増額などが主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君）　診療所事務長

○町立診療所事務長（桐越佳世君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君）　内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君）　質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君）　ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号　令和7年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第9号

○議長（後藤篤人君） 日程第18、議案第9号 令和7年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第9号 令和7年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では診療所への施設管理負担金の減額、歳入では繰越金の増額及び道補助金の追加並びに一般会計繰入金を減額するものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（桐越佳世君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 令和7年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第10号ないし日程第21 議案第12号  
○議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

日程第19、議案第10号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第20、議案第11号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、日程第21、議案第12号 北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更については関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。  
議案第10号、議案第11号、議案第12号を一括議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） ただいま一括上程されました議案第10号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第11号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第12号 北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、江差町・上ノ国町学校給食組合の脱退に伴い、関係組合の規約変更について協議するため、議会の議決を得ようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 総務課長  
○総務課長（青木祐次君） それでは、一括上程されました議案第10号から第12号について内容の説明をいたします。

このたびの規約の変更は、これら3つの組合におきまして本年3月31日付で解散した江差町・上ノ国町学校給食組合の脱退に伴う改正であります。

説明は新旧対照表で行いますので、初めに議案第10号資料を御覧願います。北海道市町村退職手当組合の規約の変更であります。右欄が現行の規約、左欄が改正案となっております。

別表第2号の改正で、檜山管内の項から江差町・上ノ国町学校給食組合が削除されるものであります。

附則でありますが、改正規約は総務大臣の許可の日から施行されるものであります。

続きまして、議案第11号資料を御覧願います。北海道市町村総合事務組合規約の変更

であります。右欄が現行の規約、左欄が改正案となっております。

別表第1の組合を組織する地方公共団体でありまするが、檜山振興局の項から江差町・上ノ国町学校給食組合が削除され、構成団体数が10とされるものであります。

続きまして、別表2であります。9の項から江差町・上ノ国町学校給食組合が削除されるものであります。

附則でありますが、改正規約は北海道知事の許可の日から施行されるものであります。

続きまして、議案第12号資料を御覧願います。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更であります。右欄が現行の規約、左欄が改正案となっております。

別表第1から江差町・上ノ国町学校給食組合が削除されるものであります。

附則でありますが、改正規約は総務大臣の許可の日から施行されるものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号 北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日9月11日から9月17日まで休会とし、9月18日に本会議を開くこととし、本日はこれで延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（後藤篤人君） 皆さんに連絡いたします。

9月18日の開議時間は午前9時30分からといたしますので、時間までにご参集願います。

ご苦労さまでした。

◎延会 午後 2時17分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 後藤篤人

3番議員 野市裕司

4番議員 大畠敏弘